

公務員用

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)

記載要領

令和3年9月30日時点の住民票所在市区町村

伊佐市長 殿

1. 申請者

記入日 令和3年●月●日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
イサ イチロウ 伊佐 一郎		男・女	昭和 ○年○月○日	伊佐市○○○○ 電話 090(1111)1111
個人番号		申請者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		

※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有 ・ 無

記入日 令和3年●月●日

(フリガナ) 氏名		性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
イサ レイコ 伊佐 令子		男・女	平成 ○年○月○日	電話 ()
個人番号		配偶者の住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1	イサ ショウ 伊佐 翔		男・女	平成 17年5月3日	○	同・別		
2	イサ アカネ 伊佐 茜		男・女	平成 21年10月2日		同・別		
3				月 日				
4				月 日				

※同居・別居の別については令和3年

平成15年4月2日以降に出生した子どもについて記入してください。

平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童の場合は、○を記載してください。

4. 添付書類

- ①児童手当を受給している方は、下記の所属長の証明欄の記載をお願いします。
- ②中学生以下の子どもはいないが、高校生の子どもがいる方で、令和3年1月2日以降に伊佐市に転入された方は、転入前の市町村から申請者及び配偶者の令和3年度所得課税証明書取得して添付してください。(所得判定に必要なため)また、当該子どもが市外に別居(住民票が市外)している場合は、当該子どもの住民票を添付してください。

公務員児童手当受給状況証明欄

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。
※特例給付の対象の方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は証明されません。

証明欄 附番

証明欄 附番

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請者は令和3年9月分の児童手当の
受給者であること等について証明します。

令和3年 12月 ○日

証明者 ○○○○ △△△

印

証明事務担当 ○○ ○○
担当課(室)・担当係 ○○課 △△係
☎ 0995-22-XXXX

(裏面も確認してください。)

5. 受取方法

**受取口座を記入してください。
また、振込金融機関口座確認書類(通帳の写し等)を必ず添付してください。**

す。)へ

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
さつま 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	伊佐 本支店 本・支所 出張所	1普通	1 2 3 4 5 6 7	イサ イチロウ
		2当座		伊佐 一郎
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

受取口座は原則児童手当の受取口座になります。どうしても口座振込による受け取りが出来ない方のみチェックをしてください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。